

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) (旧) 倒産法 I	後期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	廣尾 勝彰

授業目的
倒産の法的な処理の在り方には二つの型がある。一つは清算型、もう一つは再建型である。そして、清算型倒産処理の在り方の基本を示す一般法が破産法、再建型倒産処理の在り方の基本を示す一般法が民事再生法である。本授業では、破産法を取り上げて解説するが、とにかく清算型の倒産処理の在り方の基本を学んでもらうこと。それが、本授業の目的である。

達成目標
本授業の到達目標レベルは、基礎知識・基礎理論の理解を定着できるレベルである。すなわち、本授業を受講する学生諸君には、清算型の倒産処理の在り方をめぐる基礎知識・基礎理論について、実体法上も手続法上も網羅的に正しく理解してもらいたいと考えている。

回数	各回タイトル(テキスト範囲)	授業内容、予習基本事項
1	破産手続の開始(その1)(54頁～84頁)	1) 破産法と破産手続の概要、2) 破産手続開始の要件について説明する。受講する学生諸君は、事前に、破産法の目次および破産法1条～7条、13条、15条～17条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
2	破産手続の開始(その2)(85頁～130頁)	1) 破産手続開始の手続、2) 破産手続開始前の保全措置、3) 破産手続開始の人的効果について説明する。受講する学生諸君は、事前に、破産法8条～10条、13条、14条、18条～33条、35条～41条、91条、171条、177条、257条～259条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
3	破産手続の機関と利害関係人(131頁～169頁)	1) 破産手続の機関、2) 破産手続の利害関係人、3) 破産事件に関する文書の閲覧等について説明する。受講する学生諸君は、事前に、破産法2条、4条～7条、11条、12条、62条、65条、67条、74条～96条、110条、135条～147条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
4	破産財団と破産債権等(その1)(170条～207頁)	1) 破産財団の意義と範囲、2) 破産債権の成立要件、3) 破産債権の金額、4) 破産債権の順位について説明する。受講する学生諸君は、事前に、破産法2条、34条、97条～103条、194条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
5	破産財団と破産債権等(その2)(207頁～237頁)	1) 多数債務者関係と破産債権、2) 財団債権について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法2条、104条～107条、148条～152条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
6	破産財団をめぐる財産関係の整理(その1)(238頁～264頁)	1) 破産管財人の実体法上の地位、2) 契約関係の整理(一般ルール)について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法47条～54条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
7	破産財団をめぐる財産関係の整理(その2)(265頁～309頁)	1) 契約関係の整理(特別ルール)、2) 係属中の手続関係の整理について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法42条～46条、55条～61条、民法631条、642条、653条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
8	破産財団の法律の変動(その1)(310頁～347頁)	1) 取戻権、2) 別除権について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法2条、62条～66条、108条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
9	破産財団の法律の変動(その2)(348頁～374頁)	相殺権について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法67～73条、102条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。

10	破産財団の法律変動(その3)(375頁~411頁)	否認権の要件について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法160条~166条、170条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
11	破産財団の法律変動(その4)(411頁~439頁)	1) 否認権行使とその効果、2) 法人の役員責任追及について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法153条~159条、167条~169条、173条~176条、260条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
12	破産手続の進行(その1)(470頁~497頁)	破産財団の管理・換価について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法178条~192条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
13	破産手続の進行(その2)(440頁~469頁)	破産債権の届出・調査・確定について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法111条~134条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
14	破産手続の進行(その3)(498頁~520頁)	1) 配当、2) 破産手続の終了について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法193条~221条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
15	免責と復権(521頁~551頁)	個人である債務者の免責と復権について解説する。受講する学生諸君は、事前に、破産法248条~256条とテキストをしっかりと読んでおく必要がある。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	授業方法は、講義形式である。ただし、一方的かつ抽象的な話は退屈で分かり難いと思われるので、適宜事例を設定し、設定事例について学生諸君と対話しながら、できるかぎり双方向的かつ具体的内容の講義を実施したい。 なお、講義用のレジュメは、毎回、講義前に配布し、レポートの課題は、適宜、講義中に指示する予定である。	
評価方法と評価基準(期末試験、レポート、ディベート等)	成績の評価基準は、期末試験の結果50%、レポート30%、授業での討論への参加状況20%とし、評価方法は、相対評価とする。	
テキスト 独自教材	伊藤眞(著)『破産法・民事再生法[第2版]』(有斐閣)	
参考書	倒産判例百選[第4版](有斐閣) 瀬戸英雄・山本和彦(編)『倒産判例インデックス』(商事法務) 山本和彦・中西正・笠井正俊・水元宏典(著)『倒産法概説』(弘文堂) 竹下守夫(編集代表)『大コンメンタール 破産法』(青林書院)	